

# 兵庫県建設工事入札参加者選定要綱

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格審査、資格格付、指名基準等については財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）及び昭和41年兵庫県告示第149号「一般競争入札に参加する者に必要な資格等」（以下「告示」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、県が発注する土木工事及び建築工事（以下「工事」という。）に適用する。

### (資格審査及び資格格付事務)

第3条 入札参加資格者の資格審査及び資格格付に関する事務は、県土整備部県土企画局契約管理課長（以下「契約管理課長」という。）が行う。

## 第2章 資格審査

### (資格審査)

第4条 入札参加資格者の資格審査は、次の事項について別表第1に定める工事の種類ごとに行う。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設業の許可の有無
- (2) 建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目
- (3) 工事に必要な機器等の所有状況等

## 第3章 資格格付

### (格付等級)

第5条 一般土木、建築一式、アスファルト舗装、造園、電気及び管の各工事に係る入札参加資格者は、建設工事入札参加者に係る資格格付要領第2条に規定する総合数値でもって、別表第2により格付点数を付して告示第2に規定する等級区分（以下「格付等級」という。）に格付する。

### (発注対応工事金額)

第6条 格付等級に対応する工事の契約予定金額の範囲（以下「発注対応工事金額」という。）は別表第3のとおりとする。

- 2 県内に主たる営業所を有する者（以下「県内業者」という。）のうち、入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている平均工事成績（以下「平均工事成績」という。）が75点以上である者については、別表第3の「県内業者の特例範囲」の「成績特例範囲」の工事に参加させることができ、資格者名簿に登載されている社会貢献評価数値が40点以上である者については、同表の「県内業者の特例範囲」の「社会貢献評価特例範囲」の工事に参加させることができる。

なお、工事箇所を勘案して別表第2の格付点数が50点以上の県内業者を、別表第3の「県内業者の特例範囲」の「上位特例範囲」の工事に参加させることができる。

3 入札参加資格者について格付をしない工事にあつては、総合評定値をもって格付等級に代えるものとし、発注対応工事金額は特に定めない。

(特別共同企業体)

第7条 特別共同企業体(工事ごとに結成される共同企業体)の入札参加資格者に必要な資格については、兵庫県建設工事に係る特別共同企業体取扱要綱に定めるほか、工事ごとにその都度定める。

(資格者名簿の作成及び整理)

第8条 契約管理課長は、財務規則第81条の3の規定に基づき資格者名簿を作成する。

なお、入札参加資格者について、財務規則第81条の2第1項第2号から第4号までの規定による認定がなされたとき、又は告示第7の変更届を受理したときは、その都度資格者名簿を整理しておくものとする。

#### 第4章 指名基準

(指名要素)

第9条 入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平に選定しなければならない。

##### (1) 入札参加資格

ア 資格者名簿に登載されていること。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく資格制限期間中の者でないこと。

ウ 建設業法第28条に基づく営業の停止処分期間中の者でないこと。

エ 兵庫県指名停止基準(平成6年6月16日制定)に基づく指名停止期間中の者でないこと。

##### (2) 当該工事に対する技術的適正

ア 当該工事を施工するに必要な主任技術者又は監理技術者の有資格技術職員を有していること。

イ 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。

ウ 資格者名簿に登載されている完成工事高表の1件当たりの最高金額を尊重すること。

##### (3) 県発注工事の工事成績

ア 平均工事成績が75点以上である県内業者は、特例範囲を適用することができる。

イ 平均工事成績が65点未満である入札参加資格者は指名しないことができる。

なお、低入札価格調査の対象となり、調査の結果、契約締結することとなった入札参加資格者の同種工事における平均工事成績が65点未満であった場合は、当

該調査を行った工事が完了するまでの間、新たに発注する同種工事には指名しないものとする。また、特別共同企業体が低入札工事を受注し、平均工事成績が65点未満である構成員がいる場合は、その者及びその者を構成員とする特別共同企業体（当該低入札工事を受注した特別共同企業体と異なる特別共同企業体を含む。）は、当該受注工事を完了するまでの間、新たに発注する同種工事には指名しないものとする。

ウ 当該年度に完成した工事の工事成績が1件でも65点未満である入札参加資格者は指名しないことができる。

エ 県発注工事に係る施工管理が不適切なものは指名しないことができる。

(4) 手持工事の状況

工事の手持状況からみて、当該工事を施工する能力があるかどうかを総合的に判断すること。

(5) 安全管理及び労働福祉の状況

ア 県発注工事について、過去2年間に死亡者の発生及び休業8日以上を負傷者の発生がないこと等安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重すること。

イ 勤労者退職金共済機構との退職金共済契約締結状況及び建設業厚生年金基金又は建設業労働災害補償共済制度への加入状況を尊重すること。

ウ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に基づく障害者の雇用状況を尊重すること。

(6) 当該工事の地域性等

中小建設企業の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため、地元業者で施工が可能な工事にあつては、極力地元業者の受注機会の確保を図るよう配慮するものとする。

(7) 社会貢献評価

資格者名簿に登載されている社会貢献評価数値が40点以上である県内業者は、特例範囲を適用することができる。

(8) 経営内容の状況

金融機関からの取引停止に至らないが、経営状況が客観的に不健全であると認められる者は指名しないものとする。

(9) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無

次の事項に該当する者は指名することができない。

ア 建設工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者としての下請負契約関係が不適切である者

ウ 入札参加資格制限及び指名停止に該当しない者であっても、著しく社会的信用を失墜させ、又は不誠実な行為を行った者

(入札参加者数)

第10条 入札参加者の指名に当たっては、資格者名簿に登載された者の中から工事1件について、次に掲げる工事規模の区分に応じておおむね次のとおり選定する。ただし、特殊な技術を要する場合は、この限りでない。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| (1) 10,000千円未満           | 10者 |
| (2) 10,000千円以上30,000千円未満 | 12者 |
| (3) 30,000千円以上           | 15者 |

(複合工事の入札参加者)

第11条 2種類以上の異なる工事種類を併せて1件の複合工事として発注する場合の入札参加者の指名に当たっては、当該工事の全体額に占める工事種類別金額の比率を勘案し、比率の高い工事種類を対象として選定する。

(指名の特例)

第12条 災害復旧工事、補修工事等で急施を要するなど特に必要と認められるものについては、別表第3に掲げる区分の格付等級外の入札参加資格者の中から指名することができる。

2 特殊な工事で資格者名簿の区分により難しい工事の入札参加資格者の指名に当たっては、入札参加資格者の中から、特殊な工事に対応できる技術力及びその契約を履行しないこととなるおそれがない者を選定する。

## 第5章 雑則

(随意契約による見積参加者の選定)

第13条 随意契約による場合の見積参加者の選定は、原則としてこの要綱の規定を準用する。

(閲覧)

第14条 契約管理課長は、関係行政機関等から入札参加者の選定に当たり入札参加資格審査申請関係書類の閲覧の申出があったときは、これを閲覧させるものとする。

(報告)

第15条 契約担当者は、資格者名簿に登載された者について入札参加資格制限基準又は兵庫県指名停止基準に該当する事実を知ったときは、主管の部局長に報告するとともに、県土整備部長へ速やかに報告しなければならない。

## 附 則

この要綱は、平成6年7月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成7年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年2月1日から施行し、港湾土木工事にかかる第4章及び第5章の規定は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。

(格付等級に係る特例)

2 第5条、第6条の規定にかかわらず、平成16年2月末までに建設業法の規定に基づく経営事項審査申請を行い、当該申請に係る経営事項審査結果通知書（決算日から1年7箇月までの有効なものに限る。）により入札参加資格申請を行う者にあつては、同通知書に記載する総合評点をもって総合評定値に代えることができる。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の要綱の別表3は、平成18年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。(後略)

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

工事の種類		必要とする建設業法上の許可業種
土木工事	一般土木工事 港湾土木工事	土木工事業又はとび・土工工事業
	アスファルト舗装工事	舗装工事業
	プレストレスト・コンクリート橋梁(上部)工事	土木工事業
	鋼橋梁(上部)工事	鋼構造物工事業
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業
	さく井工事	さく井工事業
	ボーリング・グラウト工事	土木工事業又はとび・土工工事業
	吹付工事	土木工事業又はとび・土工工事業
	造園工事	造園工事業
	鋼塗装工事	塗装工事業
	区画線及び道路標示工事	塗装工事業
	機械器具製作据付工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業、鋼構造物工事業又は土木工事業
	標識工事	鋼構造物工事業又はとび・土工工事業
建築工事	建築一式工事	建築工事業
	家屋解体工事	建築工事業又は解体工事業
	電気工事	電気工事業
	管工事・浄化槽工事	管工事業
	電気通信工事	電気通信工事業
その他の専門工事	塗装工事	塗装工事業
	防水工事	防水工事業
	内装仕上工事	内装仕上工事業
	昇降機設置工事等	機械器具設置工事業
	下水処理設備工事	水道施設工事業
	消防施設工事	消防施設工事業

別表第2（第5条、第6条関係）

格付換算表

等級	格付換算表					
	A	B	C	D	E	
95	1732 ~	1019 ~ 1029	822 ~ 829	680 ~ 684	585 ~	594
90	1693 ~ 1731	1008 ~ 1018	814 ~ 821	675 ~ 679	575 ~	584
85	1654 ~ 1692	997 ~ 1007	806 ~ 813	670 ~ 674	565 ~	574
80	1615 ~ 1653	986 ~ 996	798 ~ 805	665 ~ 669	555 ~	564
75	1576 ~ 1614	975 ~ 985	790 ~ 797	660 ~ 664	545 ~	554
70	1537 ~ 1575	964 ~ 974	782 ~ 789	655 ~ 659	535 ~	544
65	1498 ~ 1536	953 ~ 963	774 ~ 781	650 ~ 654	525 ~	534
60	1459 ~ 1497	942 ~ 952	766 ~ 773	645 ~ 649	515 ~	524
55	1420 ~ 1458	931 ~ 941	758 ~ 765	640 ~ 644	505 ~	514
50	1381 ~ 1419	920 ~ 930	750 ~ 757	635 ~ 639	495 ~	504
45	1342 ~ 1380	910 ~ 919	742 ~ 749	630 ~ 634	485 ~	494
40	1303 ~ 1341	900 ~ 909	734 ~ 741	625 ~ 629	475 ~	484
35	1264 ~ 1302	890 ~ 899	727 ~ 733	620 ~ 624	465 ~	474
30	1225 ~ 1263	880 ~ 889	720 ~ 726	615 ~ 619	455 ~	464
25	1186 ~ 1224	870 ~ 879	713 ~ 719	611 ~ 614	445 ~	454
20	1147 ~ 1185	860 ~ 869	706 ~ 712	607 ~ 610	435 ~	444
15	1108 ~ 1146	850 ~ 859	699 ~ 705	603 ~ 606	425 ~	434
10	1069 ~ 1107	840 ~ 849	692 ~ 698	599 ~ 602	415 ~	424
5	1030 ~ 1068	830 ~ 839	685 ~ 691	595 ~ 598	~	414

一般土木工事



	等級			
	格付 点数	A	B	C
ア ス フ ア ル ト 舗 装 工 事	95	1598 ~	846 ~ 859	588 ~ 599
	90	1557 ~ 1597	832 ~ 845	576 ~ 587
	85	1516 ~ 1556	818 ~ 831	564 ~ 575
	80	1475 ~ 1515	804 ~ 817	552 ~ 563
	75	1434 ~ 1474	790 ~ 803	540 ~ 551
	70	1393 ~ 1433	776 ~ 789	528 ~ 539
	65	1352 ~ 1392	762 ~ 775	516 ~ 527
	60	1311 ~ 1351	748 ~ 761	504 ~ 515
	55	1270 ~ 1310	734 ~ 747	492 ~ 503
	50	1229 ~ 1269	720 ~ 733	480 ~ 491
	45	1188 ~ 1228	706 ~ 719	468 ~ 479
	40	1147 ~ 1187	692 ~ 705	456 ~ 467
	35	1106 ~ 1146	678 ~ 691	444 ~ 455
	30	1065 ~ 1105	665 ~ 677	432 ~ 443
	25	1024 ~ 1064	652 ~ 664	420 ~ 431
	20	983 ~ 1023	639 ~ 651	408 ~ 419
	15	942 ~ 982	626 ~ 638	396 ~ 407
10	901 ~ 941	613 ~ 625	384 ~ 395	
5	860 ~ 900	600 ~ 612	~ 383	

	等級			
	格付 点数	A	B	C
造 園 工 事	95	1455 ~	900 ~ 914	634 ~ 644
	90	1425 ~ 1454	885 ~ 899	623 ~ 633
	85	1395 ~ 1424	870 ~ 884	612 ~ 622
	80	1365 ~ 1394	855 ~ 869	601 ~ 611
	75	1335 ~ 1364	841 ~ 854	590 ~ 600
	70	1305 ~ 1334	827 ~ 840	579 ~ 589
	65	1275 ~ 1304	813 ~ 826	568 ~ 578
	60	1245 ~ 1274	799 ~ 812	557 ~ 567
	55	1215 ~ 1244	785 ~ 798	546 ~ 556
	50	1185 ~ 1214	771 ~ 784	535 ~ 545
	45	1155 ~ 1184	757 ~ 770	524 ~ 534
	40	1125 ~ 1154	743 ~ 756	513 ~ 523
	35	1095 ~ 1124	729 ~ 742	502 ~ 512
	30	1065 ~ 1094	715 ~ 728	491 ~ 501
	25	1035 ~ 1064	701 ~ 714	480 ~ 490
	20	1005 ~ 1034	687 ~ 700	469 ~ 479
	15	975 ~ 1004	673 ~ 686	458 ~ 468
10	945 ~ 974	659 ~ 672	447 ~ 457	
5	915 ~ 944	645 ~ 658	~ 446	

等級	格付 点数	A	B	C	D	E
		95	1768 ~	1024 ~ 1029	918 ~ 929	699 ~ 709
90	1727 ~ 1767	1018 ~ 1023	906 ~ 917	688 ~ 698	490 ~ 499	
85	1686 ~ 1726	1012 ~ 1017	894 ~ 905	677 ~ 687	480 ~ 489	
80	1645 ~ 1685	1006 ~ 1011	882 ~ 893	666 ~ 676	470 ~ 479	
75	1604 ~ 1644	1000 ~ 1005	870 ~ 881	655 ~ 665	460 ~ 469	
70	1563 ~ 1603	995 ~ 999	858 ~ 869	644 ~ 654	450 ~ 459	
65	1522 ~ 1562	990 ~ 994	846 ~ 857	633 ~ 643	440 ~ 449	
60	1481 ~ 1521	985 ~ 989	834 ~ 845	622 ~ 632	430 ~ 439	
55	1440 ~ 1480	980 ~ 984	822 ~ 833	611 ~ 621	420 ~ 429	
50	1399 ~ 1439	975 ~ 979	810 ~ 821	600 ~ 610	410 ~ 419	
45	1358 ~ 1398	970 ~ 974	798 ~ 809	590 ~ 599	400 ~ 409	
40	1317 ~ 1357	965 ~ 969	787 ~ 797	580 ~ 589	390 ~ 399	
35	1276 ~ 1316	960 ~ 964	776 ~ 786	570 ~ 579	380 ~ 389	
30	1235 ~ 1275	955 ~ 959	765 ~ 775	560 ~ 569	370 ~ 379	
25	1194 ~ 1234	950 ~ 954	754 ~ 764	550 ~ 559	360 ~ 369	
20	1153 ~ 1193	945 ~ 949	743 ~ 753	540 ~ 549	350 ~ 359	
15	1112 ~ 1152	940 ~ 944	732 ~ 742	530 ~ 539	340 ~ 349	
10	1071 ~ 1111	935 ~ 939	721 ~ 731	520 ~ 529	330 ~ 339	
5	1030 ~ 1070	930 ~ 934	710 ~ 720	510 ~ 519	~ 329	

建築一式工事

	等級			
	格付 点数	A	B	C
電 気 工 事	95	1678 ~	750 ~ 759	570 ~ 574
	90	1627 ~ 1677	740 ~ 749	565 ~ 569
	85	1576 ~ 1626	730 ~ 739	560 ~ 564
	80	1525 ~ 1575	720 ~ 729	555 ~ 559
	75	1474 ~ 1524	710 ~ 719	550 ~ 554
	70	1423 ~ 1473	700 ~ 709	545 ~ 549
	65	1372 ~ 1422	690 ~ 699	540 ~ 544
	60	1321 ~ 1371	680 ~ 689	535 ~ 539
	55	1270 ~ 1320	670 ~ 679	530 ~ 534
	50	1219 ~ 1269	660 ~ 669	525 ~ 529
	45	1168 ~ 1218	650 ~ 659	520 ~ 524
	40	1117 ~ 1167	640 ~ 649	515 ~ 519
	35	1066 ~ 1116	630 ~ 639	510 ~ 514
	30	1015 ~ 1065	620 ~ 629	505 ~ 509
	25	964 ~ 1014	611 ~ 619	500 ~ 504
	20	913 ~ 963	602 ~ 610	495 ~ 499
	15	862 ~ 912	593 ~ 601	490 ~ 494
10	811 ~ 861	584 ~ 592	485 ~ 489	
5	760 ~ 810	575 ~ 583	~ 484	

	等級			
	格付 点数	A	B	C
管 工 事	95	1668 ~	740 ~ 749	570 ~ 574
	90	1617 ~ 1667	730 ~ 739	565 ~ 569
	85	1566 ~ 1616	720 ~ 729	560 ~ 564
	80	1515 ~ 1565	710 ~ 719	555 ~ 559
	75	1464 ~ 1514	701 ~ 709	550 ~ 554
	70	1413 ~ 1463	692 ~ 700	545 ~ 549
	65	1362 ~ 1412	683 ~ 691	540 ~ 544
	60	1311 ~ 1361	674 ~ 682	535 ~ 539
	55	1260 ~ 1310	665 ~ 673	530 ~ 534
	50	1209 ~ 1259	656 ~ 664	525 ~ 529
	45	1158 ~ 1208	647 ~ 655	520 ~ 524
	40	1107 ~ 1157	638 ~ 646	515 ~ 519
	35	1056 ~ 1106	629 ~ 637	510 ~ 514
	30	1005 ~ 1055	620 ~ 628	505 ~ 509
	25	954 ~ 1004	611 ~ 619	500 ~ 504
	20	903 ~ 953	602 ~ 610	495 ~ 499
	15	852 ~ 902	593 ~ 601	490 ~ 494
10	801 ~ 851	584 ~ 592	485 ~ 489	
5	750 ~ 800	575 ~ 583	~ 484	

別表第3（第6条、第12条関係）

発注対応工事金額表

区分		発注対応工事金額（単位：千円）			
		標準範囲(注1)	県内業者の特例範囲(注2)		
			成績特例範囲(注3)	上位特例範囲(注4)	社会貢献評価特例範囲(注5)
一般土木工事	A	70,000以上			50,000以上 70,000未満
	B	20,000以上 150,000未満	150,000以上 250,000未満	150,000以上 250,000未満	10,000以上 20,000未満
	C	7,000以上 50,000未満	50,000以上 70,000未満	50,000以上 70,000未満	5,000以上 7,000未満
	D	3,000以上 20,000未満	20,000以上 30,000未満	20,000以上 30,000未満	2,000以上 3,000未満
	E	7,000未満	7,000以上 10,000未満	7,000以上 10,000未満	
アスファルト舗装工事	A	20,000以上			10,000以上 20,000未満
	B	5,000以上 30,000未満	30,000以上 50,000未満	30,000以上 50,000未満	3,000以上 5,000未満
	C	10,000未満	10,000以上 20,000未満	10,000以上 20,000未満	
造園工事	A	50,000以上			30,000以上 50,000未満
	B	10,000以上 70,000未満	70,000以上 100,000未満	70,000以上 100,000未満	5,000以上 10,000未満
	C	20,000未満	20,000以上 30,000未満	20,000以上 30,000未満	

区分		発注対応工事金額（単位：千円）			
		標準範囲(注1)	県内業者の特例範囲(注2)		
			成績特例範囲(注3)	上位特例範囲(注4)	社会貢献評価特例範囲(注5)
建築一式工事	A	450,000以上			250,000以上 450,000未満
	B	250,000以上 1,000,000未満			130,000以上 250,000未満
	C	100,000以上 250,000未満	250,000以上 450,000未満	250,000以上 450,000未満	50,000以上 100,000未満
	D	20,000以上 100,000未満	100,000以上 200,000未満	100,000以上 200,000未満	13,000以上 20,000未満
	E	20,000未満	20,000以上 40,000未満	20,000以上 40,000未満	
電気・管工事	A	50,000以上			40,000以上 50,000未満
	B	50,000未満	50,000以上 100,000未満	50,000以上 100,000未満	
	C	7,000未満	7,000以上 13,000未満	7,000以上 13,000未満	

注1 当該等級の全ての業者が入札に参加できる範囲

注2 県内業者が標準範囲外で入札に参加できる範囲

注3 平均工事成績が75点以上の者が入札に参加できる範囲

注4 格付等級ごとの格付点数が50点以上の者が入札に参加できる範囲

注5 社会貢献評価数値が40点以上の者が入札に参加できる範囲